

最高裁秘書第2308号

令和2年10月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和2年9月24日に答申（令和2年度（最情）答申第17号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情）諮問第47号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年10月4日（令和元年度（最情）諮詢第47号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（最情）答申第17号）

件名：民事裁判起案の留意点と題する文書の一部開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「民事裁判起案の留意点（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「民事裁判起案の留意点（平成30年12月版）」と題する文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年7月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

1 「検察終局処分起案の考え方（平成28年版）」等がインターネットで公表されているにもかかわらず、特段の弊害が発生していないことからすれば、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

2 本件対象文書及び「事例で考える民事事実認定」は、民事の事実認定について起案の留意点を説明するという点では共通しているはずである。

本件対象文書及び「検察終局処分起案の考え方」は、民事と刑事で異なるとはいえ、起案の留意点を説明するという点では共通しているはずである。

「事例で考える民事事実認定」は特定書店等で購入できるし、「検察終局処

「分起案の考え方」はインターネットで公表されている点で、いずれも司法研修所の講義における説明なしに流布されている文書であるところ、それによって何らかの弊害が発生しているわけではない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 毎年、導入修習が開始されて間もなく、司法修習生に民事裁判の起案（民事裁判即日起案）を行わせ、後日、その解説をするための講義を行っている。本件対象文書は、司法修習生に対し、その講義の当日に配布されている資料であり、その講義において、本件対象文書の内容について、説明がされている。

本件対象文書の内容を開示した場合には、その情報が講義における説明なしに流布されて、次の修習期以降の司法修習生が、本件対象文書の内容を曲解し、実務を意識した民事実体法及び手続法の体系的な学修に、積極的、主体的に取り組むことに支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書の内容にわたる部分は、開示することにより修習の目的が達成されず、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）が記載されているといえる。

なお、本件対象文書の標題、作成名義及び点線で囲った注意書の部分は、この資料の存在自体から当然記載されると予想される情報が記載されており、上記不開示理由が当てはまらないことから部分開示が相当であるが、その余の部分は、資料の内容そのものであるか、内容を推知させる情報が記載されているため、部分開示すべきでない。

2 仮に、苦情申出人が苦情申出書に記載したような文書がインターネット上閲覧可能な状態に置かれているとしても、当該文書は導入修習開始時の事前配布資料として配布しているものであり、本件対象文書とは性質の異なるものであるから、上記結論は左右されない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和元年10月4日 | 諮詢の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月30日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ④ | 令和2年8月21日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年9月18日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、司法研修所において行われる民事裁判起案に当たって留意すべき事項が記載されていることが認められる。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法修習生に対しては、導入修習が開始されて間もない時期に民事裁判の起案（民事裁判即日起案）を行わせており、本件対象文書は、後日、当該起案の解説の講義を行うに当たって配布され、その内容について説明されている資料であるとのことである。本件不開示部分の記載内容に加え、このような本件対象文書の利用のされ方を踏まえて検討すれば、本件不開示部分を公にすると、本件不開示部分に記載された情報が講義における解説なしに流布され、次の修習期以降の司法修習生が本件対象文書の内容を曲解し、その結果、実務を意識した民事実体法及び同手続法の体系的な学修に積極的、主体的に取り組むことに支障を及ぼすおそれがあり、修習の目的が達成されず、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

この点について、苦情申出人は、「検察終局処分起案の考え方」はインターネットで公表されており、また、「事例で考える民事事実認定」は市販されているが、それによって弊害は発生していない旨主張する。しかしながら、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、「検察終局処分起案の考え方」は導入修習開始時の事前配布資料として司法修習生に配布しているとのことであり、本件対象文書とは利用のされ方が異なると認められる。また、「事例で考える民事事実認定」とは異なり、本件対象文書は市販されているわけではない。この

ような苦情申出人が指摘する各文書との性格の相違を踏まえれば、これらの文書と本件対象文書とを同視することはできず、本件不開示部分を公にすることにつき、弊害がないとはいえない。したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

よって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子